

様式1 (視察用)

会派行政視察報告書

平成28年度会派 明誠クラブ の行政視察研修を、平成28年7月26日(火)から7月28日(木)までの2泊3日にて執り行いましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

平成28年8月29日

名取市議会議長 郷内良治様

会派名 明誠クラブ
代表 山口 實



記

- 1 期 日 平成28年7月26日(火)～7月28日(木)
- 2 参加人員 4名 (氏名) 山口 實
佐藤正博
大久保主計
小野泰弘
- 3 視察先 (1) 大阪府高槻市役所
(2) 三重県伊賀市役所
(3) 岐阜県岐阜市
- 4 行程表 別紙のとおり
- 5 調査事項 別紙のとおり
- 6 所感 別紙のとおり



高槻市における定住促進プロモーション事業について

佐藤正博

要約 高槻市は、少子高齢化の進展や周辺自治体への転出超過の影響で人口が減少傾向にあり、大阪府内でも高齢化率が高い状況が続いている。特に生産年齢人口がこのまま減少すれば、市税収入の減少により将来の財政収支に深刻な影響をもたらすと危惧されている。将来にわたって福祉・医療・子育てなどに関する住民サービスを維持し、持続的に発展していくためには、概ね20歳代から40歳代の定住人口の増加を図る必要があり、定住促進プロジェクト「どっちもたかつき」を立ち上げた。

1. 事業内容

高槻営業戦略の必要性と考え方：将来にわたって、あらゆる世代が住みやすさを実感できる行政サービスを維持するため、時代の担い手となる「働く世代」の定住人口増加を図る施策を推進し、移住・定住を促す情報発信の強化を目指す。

1) 平成24年6月 第1次営業戦略を策定

<24年度>

- ・阪急電鉄中吊り広告ジャック
- ・特設ホームページ「たかつきウェルカムガイド」
- ・PR冊子「たかつきウェルカムガイド」

<25年度>

- ・定住プロモーションムービーのシネアド上映
- ・出版社と紙面連動企画

<26年度>

- ・大阪モノレールラッピング広告
- ・住宅情報サイト媒体との連携広告掲出
- ・PR冊子「たかつきウェルカムガイド」刷新

現状：近隣エリアを中心に認知度が高いが、全体として印象が弱く、具体的なイメージがない。府内、近隣自治体に対して「住みたいまち」としての優位

性が十分でない。定住プロモーションの広告事業は一定の認知度があるものの、全体として認知度が低調。

2) 平成27年4月より第2次営業戦略

<基本戦略>

- ・市内向け情報発信（転出抑制）の強化と、市外向け情報発信（転入促進）の継続的实施
- ・各種メディアを通じた情報発信の創出
- ・情報発信のパートナーとなる企業・団体等とのタイアップ
- ・情報発信ツールの質の向上と効果的な活用

<取り組みにあたっての基本的な視点>

- ・情報発信の質、量、方法の企画立案
- ・情報発信の効果的・効率的実施
- ・情報発信の効果の把握と検証
- ・情報発信の実績・ノウハウの活用と新たな施策立案へのフィードバック

<実施機関>

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで（3年間）

3.効果について

都市部の自治体としては珍しい定住促進の取り組みとして、マスコミ等に度々取り上げられている。不動産事業者などと連携を図りながら、「住みよい街」のPRになっている。取り組みの効果として特設ホームページのアクセス数は堅調に増加（年間12万件）しており、今後広がりが見込める。市民の転出の幅も確実に減少している。

4.今後の課題、まとめ

シティプロモーションが全国的に広がりを見せつつあるなか、先駆的な視点をもって取り組んでいく必要がある。PR事業という性質上、即時に人口増加に直結しないことから、PRの浸透を図りながら、息の長い事業として継続し、今後もこれまでの取組で蓄積されたノウハウを活かした情報発信を続けるとともに、さらに市民や事業者等も巻き込んだ全市的なPRを推し進めることが必要である。

本市でも近い将来に人口減少に転じるときがくる。高槻市では定住人口を増やすために、マンション建設を進めていますが、定住人口を増やすためには、企業誘致を進める必要がある。今回の視察で学んだことを今後の議員活動に活用して行きたい。

伊賀市がめざす地域包括ケアシステムについて

大久保主計

1. 視察概要

(1) 三重県伊賀市への視察理由

国(厚生労働省)は、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年～いわゆる2025年問題)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみである「地域包括ケアシステム」の構築をすすめている。そして、この地域包括ケアシステムは、地域の実情に応じて、それぞれに工夫を凝らした仕組みづくりが、各自治体の主体性において取り組まれている。

三重県伊賀市は、地域の状況を的確に把握し、地域包括ケアシステムのめざすべき姿(ビジョン)を明確に示し、特色ある事業を展開している。名取市の地域包括ケアシステムの今後のあり方を考察、提言するための視察先としては、都市環境、規模等から適切と判断した。

(2) 伊賀市の地域包括ケアシステムの特徴

①社会福祉の総合的な計画としている。

・事業実施の基になる「計画」は、高齢・介護計画ではなく、社会福祉の横断的・包括的な計画である「地域福祉計画」を作成し、その方向性を示している。

②すべての市民を対象としている。

・すべての市民が安心して生活するための地域福祉を進めるために、対象者を高齢者・介護分野のみならず、子ども、障がい分野を含むすべての市民を対象にしており、全ての市民が主体者となったまちづくりと位置付けている。

③役割分担を具体的に明示している。

・市民、地域、事業者、社会福祉協議会、行政などの役割分担を明確に示し、行政の政策計画分野と社会福祉協議会の活動計画分野を整理して上で、社会福祉の総合的な計画として一体的に策定している。

④市民、専門機関、相談窓口の声をしっかりと計画に反映している。

- ・市民の声 パブリックコメント、タウンミーティング等
「地域福祉推進委員会」社会福祉協議会の支所単位で開催
「地域福祉活動推進会議」市民、地域支援者、事業者、社会福祉法人等
- ・専門機関 「保険・医療・福祉分野の連携検討会」医師、歯科医師、薬剤師、保健師、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等
- ・相談窓口の声 「地域ケア会議」「地域ケア会議担当者会議」「福祉施策調整会議」

- ・計画の連携 「健康福祉関係計画調整会議」子ども、障がい、高齢・介護、健康分野の計画間で共通する課題綾地域包括ケアシステムの新たな計画間連携等を担う会議

⑤これまでの地域福祉計画を振り返り、新たな目標を設定している。

- ・5年ごとに計画を検証し、社会情勢の変化に対応するために、新たな理念を設定しながら具体的な戦略を示している。

⑥まちづくりをすすめる様々な計画と整合・連携・連動している。

- ・「社会福祉法」「医療介護総合推進法」「生活困窮者自立支援法」「子ども・子育て支援法」「障害者基本法」「障害者総合支援法」「老人福祉法」「介護保険法」「健康増進法」を包括している「地域福祉計画」は、市の総合計画や、各分野別の計画、地域まちづくり計画など、まちづくりをすすめる他の計画と、整合・連携・連動する計画となっており、それを調整し実現するための組織体制ができています。

(3) 第3次伊賀市地域福祉計画の概要

2025年問題を見据えた伊賀市の地域福祉計画（地域ケアシステム）は、下記の12の取り組みを提案している。（具体的な内容は資料参照）

12の提案〈7つの安心〉・・・それぞれの方針を明示している

- ①子育て支援 ②障がい者支援 ③高齢・介護サービス ④住まい ⑤健康づくり
- ⑥生活支援 ⑦地域医療

12の提案〈5つの充実〉・・・具体的に示している

- ⑧人口推移から考えるまちづくりと人材養成 ⑨多職種連携の推進 ⑩みんなでつくる地域福祉コミュニティ ⑪福祉総合相談における支援・コーディネートのおしくみづくり
- ⑫堺福祉法人・事業者・社会福祉協議会・行政連携のおしくみづくり

(4) 計画の推進体制と進行管理

健康福祉関係計画の一体的な運用の強化を目指し、「健康福祉関係計画調整会議」を設け重点施策の連携など調整を行うとともに、現場や行政で把握し、整理した地域課題を施策検討や関係計画の推進につなげるおしくみづくりが充実している。

- ・地域福祉推進委員会～市の諮問機関として条例設置、専門部会を設けている。
- ・地域福祉計画推進本部会議～地域福祉計画を推進する庁内会議

また、地域課題の把握と整理については、地域支援、個別支援の両面から行われており、社会福祉協議会と行政が共有するおしくみが整っている。

- ・地域福祉推進委員会、地域福祉活動推進会議～市社協が事務局となる地域支援者等の会議
- ・福祉施策調整会議、地域ケア会議等～行政が事務局となる個別支援の会議

そして、計画の進行管理においては、毎年度行政評価とマネジメントサイクルを実施して計画推進の評価と次期計画策定に向けたデータ分析を行っている。

2. 考察

地域包括ケアシステムにおける伊賀市の特徴は前述したように「地域福祉と地域包括ケアシステムを一体的にまとめた計画」である。かつ、市長の任期中に特に力を入れて実施している重点取り組みとして位置付けられた「医療・地域福祉連携プロジェクト」として、市民にその成果を提示していることである。

名取市においては、長期総合計画や基本計画、実施計画を基に、各事業計画が各担当部署、関係する上位法令等により策定されているが、各事業計画間における整合・連携についてはもう少し工夫が必要に思われる。今回視察した伊賀市における健康福祉関係部署の事例から検証するとその差は明らかである。

「地域包括ケアシステム」を、市長のまちづくりの重要課題として取り上げ、「地域福祉計画」として横断的、包括的に取り組む姿勢は、国の行政システムが縦割りの中では評価できる。住民目線であり、市民にもわかりやすい施策であるとともに、社会福祉協議会と役割分担を明確に示している点も、地域の状況を上手に活かしている。

中でも、具体的な取り組みとして注目したいのは、整合性と連携を円滑に進めるための仕組みづくりである。それは、伊賀市役所の組織体制にあり、医療福祉政策課と福祉相談調整課を設けたことである。

医療政策と福祉政策を一体的に行う「医療福祉政策課」と市民の窓口で、様々な福祉現場の声をまとめ、総合的な相談内容に関する庁内調整などを担う「福祉相談調整課」の設置により、横断的で包括的な「地域福祉計画」の推進と進行管理、評価が可能となっている。

名取市においても、地域福祉サービスの推進と充実のために、横断的かつ包括的な取り組みを行うことが望まれる。そのためには、しっかりとしたビジョンの作成を示し、それを進めるための組織体制の構築が必要と考える。従前の縦割り体制を見直し、市民にわかりやすい施策を提言していきたい。

まめでくらそまいか事業 - 岐阜市

小野泰弘

「まめでくらそまいか」とは岐阜の方言で「元気に楽しく暮らしませんか」という意味である。岐阜市は、この方言を名称とした高齢者介護予防事業として、運動器の機能向上（転ばぬ先の運動教室）、口腔機能の向上（おいしく食べよう教室）及び認知症機能低下予防（まめかな！元気脳教室）を実施してきた。平成 28 年度から、閉じこもり・うつ・認知症予防（まめかな！訪問事業）が加わる。

1. 事業に至った経緯

岐阜市では、平成 18 年度から地域支援事業実施要項[1]に基づいて通所型（運動・口腔・栄養）と訪問型の介護事業を開始した。平成 25 年 5 月に「地域支援事業について」の一部改正[2]があり、通所型・訪問型介護事業が予防サービス事業となった。

平成 27 年度の介護保険法改正により、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、訪問型及び通所型サービスを地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施できるよう制度が改正された [3]。

岐阜市は、地域で必要とされるサービスや実施方法について検討し、平成 28 年度内に新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への移行をめざしている。

2. 事業の概要

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、①要支援認定を受けた方または②事業対象者[4]である。要支援認定で非該当と

されても、全ての第 1 号被保険者およびその支援のための活動に関わる方が一般介護予防事業の対象となることから、高齢者を幅広く対象としている。

(1)運動器の機能向上（転ばぬ先の運動教室）

足腰が弱くなり、よくつまづくようになった方、転ぶことへの不安が強くなった方が対象となる。立ち上がりや歩くことに必要な筋力をつけたり、自宅でできる転倒予防の運動を学ぶ。平成 28 年 9 月からは、岐阜市内に事業所をもつ介護予防通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所等のうち、市が要綱基準を満たした事業所を実施機関に指定する予定となっている。週 1 回、全 12 回コース（1 回約 2 時間）で送迎も可能である。ただし、利用者負担が発生する。

(2) 口腔機能の向上 (おいしく食べよう教室)

口が渇いたり、むせたりする方、固いものが食べにくくなった方が対象となる。歯科医師と歯科衛生士が、口の健康を保つポイントを分かりやすく説明する。実施機関は岐阜市歯科医師会で、平成 28 年度は市内のコミュニティセンター、公民館等 19 会場において予定している。4 回コースで 1 回当たり約 1 時間半である。参加費は無料。

(3) 認知症機能低下予防 (まめかな! 元気脳教室)

最近物忘れが多くなったと感じる方が対象となる。運動やゲームを行いながら、認知症予防に関する知識を学ぶ。週 1 回、全 12 回コースで 1 回あたり約 3 時間である。市内に事業所をもつ認知症対応型通所介護事業所等へ実施を依頼する。送迎もある。ただし、利用者負担が発生する。

4) 閉じこもり・うつ・認知症予防 (まめかな! 訪問事業)

外出の機会が減ってきた方、以前に比べて家にいることが多くなってきた方を対象とする。地域包括支援センターの保健師、看護師等が自宅に訪問し、元気で暮らすための方法をアドバイスする。12 回のコースで 1 回あたり 1 時間から 2 時間である。費用は無料。

3. 事業の成果

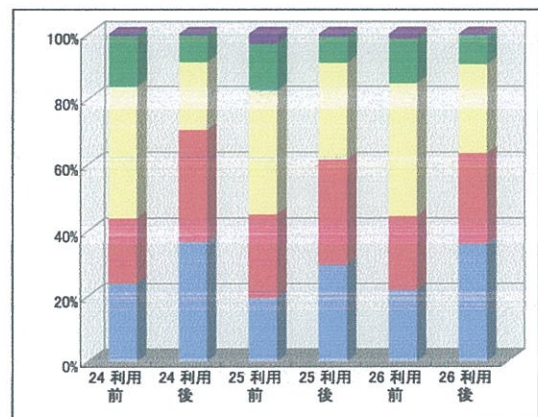
基本チェックリストにより選ばれた予防事業該当者は、平成 24 年度から徐々に

増加する傾向にあったが、平成 27 年度は減少した。制度改正による混乱が影響したのかもしれない。

まめでくらそまいか事業への参加者数は下表のとおりである。予防事業該当者数に比べてかなり少なくなっている。

年度	運動機能	口腔機能	認知機能
21	134	78	14
22	95	85	50
23	92	126	35
24	118	127	63
25	146	174	100
26	162	196	111
27	124	165	59

予防サービス事業利用者の主観的健康感の変化を棒グラフにしてみると以下のようなになる。予防サービス事



水色：よい 赤：まあよい 黄：ふつう
 緑：あまりよくない 青：よくない

業の利用前と利用後を比べると、どの年度でも「普通」「あまり良くない」

が減少して「よい」「まあ良い」が増加している。

以下に利用者の声の一部を紹介する。

(1) 転ばぬ先の運動教室

◆運動が好きという気持ちになった。習っていた太極拳を続けていこうと思う。

◆歩くことの大切さを知った。散歩の継続が自分のためになることを確認した。

◆他の利用者との交流で気分転換もできた。

◆転ばない歩き方を実践している。

(2) おいしく食べよう教室

◆歯の掃除だけでなく他にも大切なことがあることが分かった。

◆唾液腺マッサージが効果的だった。食欲が回復した。

◆かむことを意識して食事をするようになった。口をきれいにする方法を知った。

(3) まめかな！元気脳教室

◆計算が速くなった。

◆趣味の継続が健康維持に効果的であることがわかった。趣味を続けたい。

◆家族間のコミュニケーションが増えた。

4. 考察

2025 年には団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者になり、介護・医療費等社会保障費の急増が懸念されている。介護予防事業は、健康寿命を延ばして介護・医療費用の増加を抑制すると期待されている。

しかし、予防事業該当者数に比べて、まめでくらそまいか事業への参加者数は多くない。「自分はまだまだ若いから」とか「介

護予防サービスに通っていると思われる「元気がない」などが理由だと推定される。また、運動器の機能向上と認知症予防事業は、通所型介護事業所の定員の空きを利用していることから、事業規模の拡大が難しいことも参加者が増えない理由の一つであろう。

今回の制度改正で、行政は郵送による対象者の把握ができなくなった。機会のあるごとに高齢者によびかけ、要支援者、予防事業該当者だけでなく、健康な方の一般介護予防事業への参加を促していくことが必要である。より参加しやすい環境や設備を整えていくことも重要な課題である。

参考文献：

[1] 老発 0609001 号 平成 18 年 6 月 9 日 厚生労働省老健局長から都道府県知事へ 地域支援事業の実施について

[2] 老発 0515 第 2 号 平成 25 年 5 月 15 日 厚生労働省老健局長から都道府県知事へ 「地域支援事業の実施について」の一部改正について

[3] <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

[4] 厚労省が定める基本チェックリスト 25 項目に基づいて決定された第 1 号被保険者

高槻市役所



伊賀市役所



岐阜市役所

